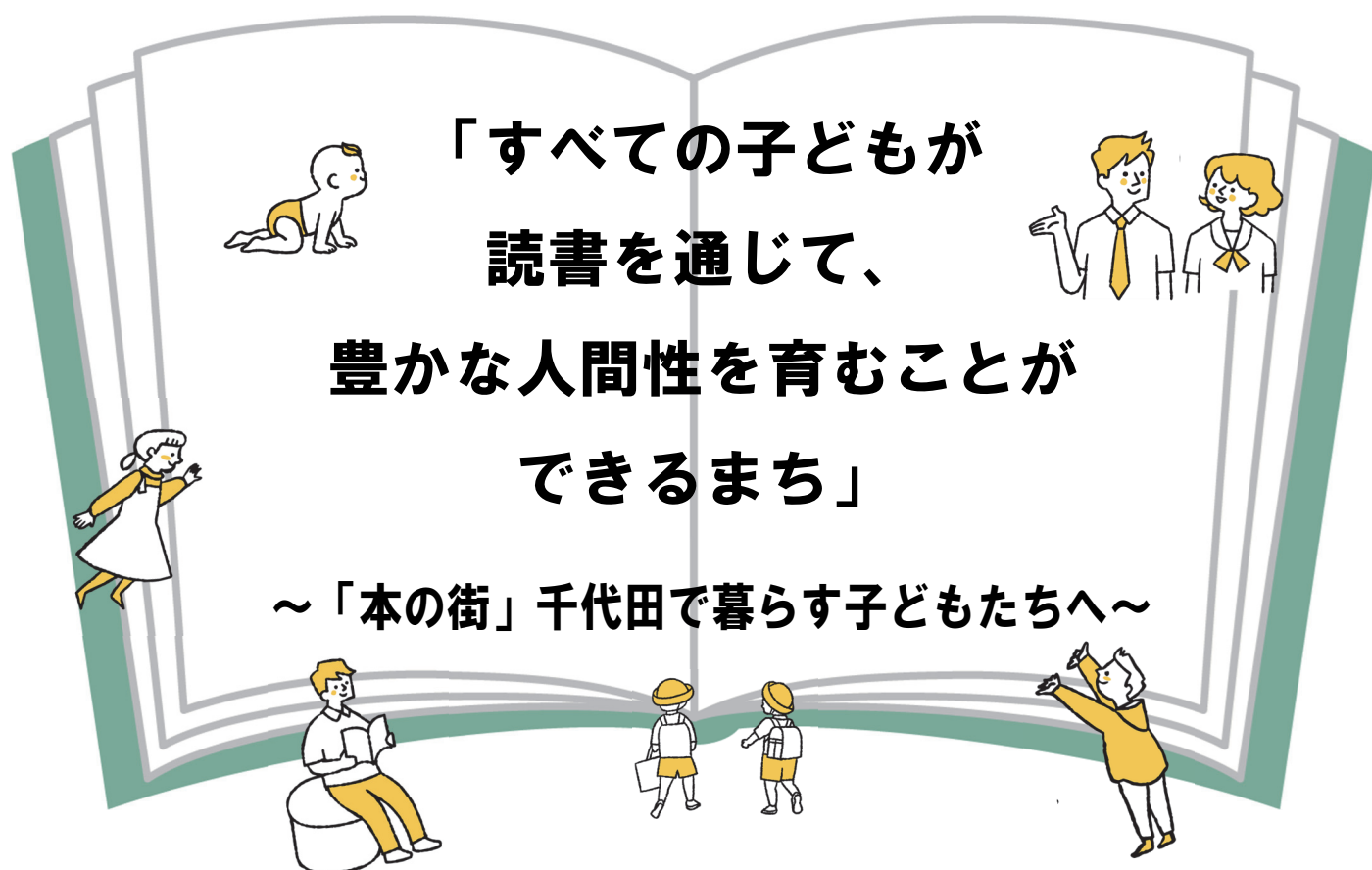


第4次

千代田区 子ども読書活動推進計画 (素案)



令和7年 月

千代田区 千代田区教育委員会

音声
コード

音声
コード

目 次

第1章 計画策定の背景

1	子どもの読書活動の意義	1
2	子どもの読書活動に関する動向	3
	(1) 国の動向	3
	(2) 東京都の動向	3
	(3) 千代田区の動向	3
	(4) 読書活動推進に関する状況の推移	4
3	千代田区の現状	5
	(1) 第3次計画の取組み及び結果と課題	5
	(2) アンケート結果から見える現状と課題	6

第2章 第4次計画の基本的な考え方

1	計画の位置付け	15
2	計画の期間	15
3	基本理念	15
4	基本方針	16
5	読書に関する発達段階ごとの特徴	18
6	施策の担い手	19
	(1) ライフステージに沿った読書活動の展開	19
	(2) 担い手の役割	19
	(3) 担い手同士の連携	20
7	めざすべき目標	20

第3章 第4次計画における主な取組み

基本方針①	豊かな読書体験ができる環境と機会の充実	21
基本方針②	多様な子どもたちに寄り添った読書環境の充実	22
基本方針③	紙書籍と電子書籍を活用したハイブリッドな読書環境と機会の提供	24
基本方針④	身近な大人への読書に対する意識啓発と広報の推進	24

参考資料

1	千代田区子ども読書活動推進会議名簿	26
2	千代田区子ども読書活動推進会議設置要綱	27
3	計画の策定経過	29
4	子どもの読書活動の推進に関する法律	30
5	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	33
6	文字・活字文化振興法	38

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動の推進に関する法律において、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」としています。

子どもたちは読書を通じて、多くの知識を会得し、多様な価値観・文化への理解を深めることや、想像力、読解力、思考力を養うことができます。

あわせて、読書を通して自ら学ぶ楽しさ、知る喜びを身に付けることによって、探究心や真理を求める力を培うことができます。こうした資質や能力は、複雑で予測困難な現代において、子どもたちが様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくための土台となります。

読書活動を推進するためには、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、社会全体で環境の整備を進めていき、読書活動を支えていく必要があります。

しかしながら、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による休校や外出自粛、新しい生活様式といった、社会全体でこれまでに経験のない大きな変化や、近年急速に進んでいる電子書籍をはじめとしたデジタル社会の進展による読書環境の整備、GIGAスクール構想による一人一台端末の実現をはじめとする学校のICT化等、新たな環境の変化が生じたため、子どもの日常生活はもちろん、読書活動においてもその影響は避けられないものとなっています。

また、インターネット環境の著しい進展により、知識情報の入手が容易になった一方、ネット上には真偽が疑わしい情報もあふれており、そうした情報の真偽を見極め、さらには背後の意図を感じ取るリテラシーが非常に重要です。子どもの頃から文字や活字に親しむ習慣をつけることは、総合的な知識や判断力を培い、情報リテラシーを高めるのに大いに資すると考えられます。

このように、時代の変化にも対応しながら、世界有数の出版関連産業の集積地である千代田区の特性を活かし、千代田区の子ども読書活動に関する施策と取組みを総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。



「本の街」 千代田

千代田区は、古くから印刷製本、出版、紙の卸しや小売といった産業が盛んでした。現在でも、神保町は「日本一の本の街」と言われており、近隣に出版社や大学が多いため、200店舗近い専門書店や古書店などが集まっています。なかでも、古書店においては、単なる古本ではなく、店ごとに専門分野を持っているのが神保町の特徴です。

また、毎年10月に開催されている「神田古本まつり」や「神保町ブックフェスティバル」では、書物に関する様々なイベントが多くの読書愛好家に支持されており、近年では東京名物として定着し、日本全国さらには海外からも多くの人々が足を運んでいます。

このような土地柄から千代田区は文豪や現代作家との関わりも深く、夏目漱石、樋口大祐、平塚らいてう、正岡子規、森鷗外、与謝野晶子など、数多くの文学者が居を構え、執筆を行った地としても知られています。江戸川乱歩や司馬遼太郎などが愛した行きつけの飲食店も数多く現存しており、一部の飲食店は作家や編集者、文学好きの学生が議論を交わすサロンとしての顔も持っていました。

全国的に書店が減少している中で、「本の街」である千代田区としては現状を憂い、街の書店や古書店、そしてそれらを取り巻く産業をこれからも発展させていかなければならないと考えています。

そして、様々な立場や様々な世代の人たちが子どもと本を結びつける担い手となり、「本の街」千代田区に暮らす子どもたちに、文字・活字に親しみ、読書の楽しさを知ってもらいたいと願っています。



音声
コード

2 子どもの読書活動に関する動向

(1) 国の動向

国では、平成13（2001）年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。翌年8月には、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、平成20（2008）年3月には「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

平成25（2013）年5月には、「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、平成30（2018）年4月に「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、さらには令和元（2019）年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（通称：読書バリアフリー法）が施行されました。

また、令和5（2023）年3月に「第五次子どもの読書活動に関する基本的な計画」を策定し、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」の4つの基本方針を掲げました。

(2) 東京都の動向

東京都では、平成15（2003）年3月に「東京都子供読書活動推進計画」を策定し、その後、第二次計画を経て、平成27（2015）年2月に「第三次東京都子供読書活動推進計画」を策定しました。

この計画では、子どもの成長段階に合わせた不読率の改善及び読書の質を高めるための取り組みや、施策の充実のための読書環境の整備について示されています。

令和3（2021）年3月には「第四次東京都子供読書活動推進計画」が策定され、「乳幼児期からの読書習慣の形成」、「学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進」、「特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進」、「読書の質の向上」の4点をめざすものとして掲げ、学校（園）、図書館、家庭・地域、行政が連携して子どもの読書環境を整え、主体的及び自発的な読書活動を発達段階に応じて推進するものとしています。

(3) 千代田区の動向

千代田区では、国や東京都の動向を踏まえ、区民・昼間区民を問わず、子どもから大人までの読書活動の普及・発展、世界有数の出版関連産業の集積地といわれる区の特徴を生かした出版文化の振興を目的として、平成19（2007）年3月に第1次計画として「千代田区子ども読書活動推進計画」を策定後、平成26（2014）年3月に「第2次千代田区子ども読書活動推進計画」、令和元（2019）年7月に「第3次千代田区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

今回、国の第五次計画が策定されたことも踏まえ、引き続き子どもの読書活動を推進していくために、関連法や国、都等の計画を勘案しつつ、「第3次計画」における取組結果や課題、諸情勢の変化等の検証を行いながら、今後の施策の基本方針と具体的方策を明らかにし、「第4次千代田区子ども読書活動推進計画」を策定します。

(4) 読書活動推進に関する状況の推移

年度	国・東京都・千代田区の動向
平成 13 年度	(国) 子どもの読書活動の推進に関する法律 施行
平成 14 年度	(国) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定 (都) 東京都子供読書活動推進計画 策定
平成 17 年度	文字・活字文化振興法 施行 財団法人文字・活字文化推進機構 設立
平成 18 年度	<u>千代田区子ども読書活動推進計画 策定</u>
平成 19 年度	(国) 第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定 <u>区立千代田図書館 リニューアルオープン</u>
平成 20 年度	平成 22 年を「国民読書年」とする旨、国会決議 (都) 第二次東京都子供読書活動推進計画 策定
平成 23 年度	<u>区立日比谷図書文化館 オープン</u> <u>区立四番町図書館 リニューアルオープン</u>
平成 25 年度	(国) 第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定 <u>第 2 次千代田区子ども読書活動推進計画 策定</u>
平成 26 年度	学校図書館法 改正 (都) 第三次東京都子供読書活動推進計画 策定
平成 27 年度	<u>千代田区子ども読書活動調査 開始</u>
平成 30 年度	(国) 第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定
令和元年度	(国) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）施行 <u>第 3 次千代田区子ども読書活動推進計画 策定</u>
令和 2 年度	(都) 第四次東京都子供読書活動推進計画 策定 <u>四番町図書館が建て替え工事のため、仮施設に移転</u>
令和 4 年度	(国) 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定
令和 6 年度	<u>第 4 次千代田区子ども読書活動推進計画 策定</u>

※下線は千代田区の動向

音声
コード

3 千代田区の現状

千代田区では、第3次計画に基づく計画期間中、家庭、学校、図書館、出版関連団体をはじめとする、区内の数多くの団体と協力・連携し、子どもの読書活動の推進に向け、様々な取り組みを行ってきました。この第3節では、その結果とそれらから見てきた課題を整理します。

(1) 第3次計画の取り組み及び結果と課題

第3次計画では、第2次計画の課題であった「特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進」「子どもを取り巻く大人への支援」「ボランティア活動の支援」に力を入れて取り組んできました。ここでは、それぞれの取り組み及び結果と課題を記載します。

なお、第3次計画に掲げた「具体的な取り組み」すべての実施状況及び課題については、「第3次千代田区子ども読書活動推進計画 進捗状況調査票」において整理しました（資料編に掲載）。

① 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

【具体的な取り組み】

- ・特別な支援を要する児童・生徒、外国語を母国語とする児童・生徒へ本を紹介しました。
- ・関係団体と連携した読書支援サービスの提供や千代田Web図書館の児童向けコンテンツ、バリアフリー図書等の充実を図り、千代田Web図書館の児童向けコンテンツ数が200点から700点へ増加しました。
- ・特別な支援を必要とする子どもを持つ保護者に対し、情報の提供や発信を行いました。
- ・特別支援学級にて、司書による読み聞かせや担当教員から要望があった本の選書を行い、団体貸出を行いました。

【結果】

- ・読書支援サービスの利用実績は、決して多くはありませんでした。

【課題】

- ▶当事者のニーズに合った情報提供を行う必要があり、区立図書館における読書支援サービスについて、周知方法の検討が必要です。
- ▶保護者がどのような情報を求めているのかを把握し、より幅広い情報提供を行っていく必要があります。

② 子どもを取り巻く大人への支援

【具体的な取り組み】

- ・保護者や教職員向けに読み聞かせ講座や読書活動の重要性を伝える講演会を開催しました。
- ・区立図書館司書の子育て・教育関連施設への派遣や、学校図書館連絡会の開催により、関係者間の情報共有を推進しました。
- ・私立学校へ具体的な読書振興の取組事例などを紹介しました。

【結果】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度以降、保護者向けの講座実施回数が少なくなりました。

【課題】

▶対面以外の形式での講座等の実施を検討するほか、保護者、教職員、ボランティア等のニーズを把握することも必要です。

③ ボランティア活動の支援

【具体的な取組み】

- ・子どもの読書活動の支援を希望する方向けに、スキルアップのための講座や勉強会を開催しました。
- ・区と区立図書館が連携し、ボランティアの活動機会の提供に努めました。

【結果】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度以降、四番町図書館におけるボランティアの活動が困難になりました。また、ボランティア支援事業（講座・勉強会等）も大幅に減少しました。

【課題】

▶区内の読書振興に関わっているボランティア団体に、区立図書館が支援できること、求められている役割は何かを整理する必要があります。また、区立図書館におけるボランティアの活用についても検討が必要です。

今回の第4次計画では、第3次計画の構成内容を見直し、基本理念を掲げるとともに、第3次計画の課題を踏まえて基本方針やめざすべき目標を設定するほか、一部の課題については具体的な取組みの中で解決策を提示していきます。

（２）アンケート結果から見える現状と課題

千代田区では、毎年度「千代田区子ども読書調査」（区立小学校・中学校、九段中等教育学校〔前期課程〕の児童・生徒対象）を実施してきました。

また、高校生や保護者の意見を聴取するため、新たに「九段中等教育学校〔後期課程〕の生徒」と「区立小学校に通う児童の保護者」を対象としたアンケート調査を令和6年度に実施しました。

次ページからは、アンケート調査の結果からいくつかの回答結果を抜粋し、そこから見えてきた課題を調査ごとに記載しています。

※九段中等教育学校〔前期課程〕・・・中学校に相当

九段中等教育学校〔後期課程〕・・・高校に相当



音声
コード

① 小学生・中学生調査

■普段の読書時間について

◇普段、学校がある日（月～金曜日）に、1日にどれくらいの時間、本（電子書籍を含む）を読んでいますか。

質問	回答	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
月曜日～金曜日に1日どれくらいの時間、本を読んでいるか（電子書籍を含む）	2時間以上	小学生	12.5%	12.2%	12.5%	12.0%	11.9%
		中学生	6.5%	5.6%	3.2%	7.4%	5.0%
	1時間～1時間59分	小学生	11.3%	11.3%	11.7%	8.8%	11.0%
		中学生	6.9%	5.9%	7.1%	6.3%	6.4%
	30分～59分	小学生	26.0%	25.8%	23.7%	21.7%	21.2%
		中学生	18.6%	16.0%	18.6%	13.2%	13.5%
	15分～29分	小学生	24.8%	25.0%	22.6%	28.0%	22.9%
		中学生	21.6%	25.3%	26.4%	22.8%	22.0%
	15分より少ない	小学生	14.0%	14.8%	15.9%	16.0%	19.0%
		中学生	22.0%	18.4%	23.9%	25.7%	22.0%
	まったくしない	小学生	10.5%	10.3%	12.6%	12.7%	12.2%
		中学生	23.0%	27.8%	20.4%	24.6%	30.9%

【回答結果】

- ・普段の読書時間について、小学生・中学生で30分以上読書をしている割合は、多少の変動は見られるものの年々減少傾向となっています。
- ・「まったくしない」の割合は増加傾向となっており、特に中学生では、令和元年度と令和5年度を比較すると7.9ポイント増加しています。

【課題】

▶小・中学校での、朝読書などの活動を継続して実施し、読書の時間を確保することによって、子どもの読書習慣の形成を積極的に促していくことが重要です。

■読書の意識について

◇本を読むのは好きですか。

質問	回答	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
読書の好き嫌い	好き・どちらかという好き	小学生	87.7%	87.8%	86.4%	86.2%	82.9%
		中学生	78.3%	72.2%	80.0%	72.8%	71.7%
	嫌い・どちらかという嫌い	小学生	11.4%	11.4%	12.7%	12.8%	15.4%
		中学生	21.6%	26.4%	19.3%	26.5%	27.6%

【回答結果】

- ・読書の好き嫌いについて、学年別にみると、小学生では、「好き・どちらかという好き」の割合は80%以上を保っており、中学生においても多少の変動はあるものの70%以上となっています。

また、「嫌い・どちらかという嫌い」と回答した小学生の令和元年度と令和5年度を比較すると4.0ポイント、中学生では6.0ポイント増加しており、調査を重ねるごとに読書が嫌いな子どもは増加傾向となっています。

音声
コード

【課題】

- ▶本を読むことが嫌いと回答する子どもが一定数いることから、本に対する興味や関心を持てるようアプローチの方法を工夫し、本を読むことが嫌いという子どもを減らす取組みが重要となります。

■読書量について

◇前の月に本を何冊読みましたか（読んでもらった本も数えます）。

質問	回答	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
前の月に 読んだ本の冊数	10冊以上	小学生	49.5%	48.6%	43.8%	50.3%	47.0%
		中学生	13.7%	11.8%	8.9%	10.7%	12.4%
	4～9冊	小学生	27.7%	26.9%	26.9%	25.9%	24.4%
		中学生	19.9%	26.4%	24.6%	19.1%	14.9%
	1～3冊	小学生	18.1%	19.7%	22.1%	15.3%	18.7%
		中学生	51.2%	39.2%	52.9%	52.2%	54.6%
	0冊	小学生	2.1%	2.5%	2.7%	4.2%	3.6%
		中学生	12.7%	20.5%	12.5%	15.8%	16.3%

【回答結果】

- ・読書量について、「0冊」と回答した小学生・中学生は多少の変動は見られるものの増加傾向となっており、不読率が増加しています。

【課題】

- ▶前月の読書量に限らず、年間を通じて、子どもたちが読書に親しむことができるように、学校や図書館などの各関係機関及び関係団体が連携を強化し、子どもの読書活動を推進する取組みが必要です。

■大切な本や忘れられない本について

◇大切な本や忘れられない本がありますか。

質問	回答	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
大切な本や 忘れられない本の有無	ある	小学生	75.4%	73.0%	70.8%	72.7%	68.1%
		中学生	65.3%	58.3%	61.8%	60.3%	61.0%
	ない	小学生	22.5%	24.2%	25.6%	25.3%	28.5%
		中学生	32.6%	38.9%	37.5%	38.6%	37.9%

【回答結果】

- ・大切な本や忘れられない本があるかについては、「ある」と回答した小学生は7割前後で推移しており、中学生では、6割前後を推移していることから、半数以上は思い入れのある本がある結果となっています。



音声
コード

【課題】

- ▶子どもの発達段階やニーズに合わせた読書活動を推進することによって、子どもが心に残る本と出える幅広い機会の提供やきっかけづくりが必要です。

■学校の図書館や学校以外の図書館等の利用状況について

◇今年の4月から今日までの間に、休み時間や放課後に学校の図書館や学級文庫を利用しました（使いました）か。

質問	回答	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
学校の図書館や学級文庫の利用の有無	ある	小学生	82.9%	77.9%	74.5%	73.5%	72.2%
		中学生	71.5%	61.5%	62.5%	64.0%	56.0%
	ない	小学生	14.9%	20.1%	22.4%	24.9%	25.8%
		中学生	28.2%	37.8%	37.5%	35.7%	44.0%

◇今年の4月から今日までの間に、学校以外の図書館を利用しました（使いました）か。

質問	回答	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
学校以外の図書館の利用の有無	ある	小学生	72.8%	60.1%	58.6%	62.7%	62.5%
		中学生	55.3%	45.1%	48.6%	53.7%	53.5%
	ない	小学生	24.9%	38.2%	38.4%	36.0%	36.1%
		中学生	44.3%	53.8%	51.1%	46.3%	46.5%

【回答結果】

- ・学校の図書館や学級文庫の利用状況については、「ある」と回答した小学生は調査を重ねるごとに減少しており、中学生では多少の変動は見られるものの減少傾向となっています。また、「ない」と回答した小学生の令和元年度と令和5年度を比較すると10.9ポイント、中学生では15.8ポイント増加しています。
- ・学校以外の図書館の利用状況については、「ある」と回答した小学生が令和5年度では62.5%、中学生が53.5%と半数以上が利用しています。

【課題】

- ▶学校図書に関しては、子どもや教職員等の意見を反映させるなどして、新刊の購入や既存の図書の整理を行い、子どもたちが利用しやすいよう整備を行っていく必要があります。また、発達段階に応じた多様な子どもたちに寄り添い、豊かな読書活動ができる環境の整備も求められています。
- ▶子どもたちに区立図書館等を身近に感じてもらうために、ニーズに合った本の充実や世代に沿った魅力ある棚づくりに努めていくことが重要となります。

音声
コード



② 後期課程生徒調査

■普段の読書時間について

◇普段、学校がある日（月～金曜日）に、1日にどれくらいの時間、本（電子書籍を含む）を読んでいますか。

質問	2時間以上	1時間～1時間59分	30分～59分	15分～29分	15分より少ない	まったくしない
月曜日～金曜日に1日どれくらいの時間、本を読んでいるか（電子書籍を含む）	0.8%	3.3%	5.8%	14.2%	28.3%	47.5%

【回答結果】

・普段の読書量について、「まったくしない」が約半数となっており、本を読まない生徒の割合が高くなっています。

【課題】

▶進学や将来のことで多忙である高校生においては、限られた時間の中で読書の優先順位が上がるようなきっかけづくりが必要となります。

■読書の意識について

◇本を読むのは好きですか。

質問	好き・どちらかという好き	どちらでもない	嫌い・どちらかという嫌い
読書の好き嫌い	76.7%	12.5%	10.8%

【回答結果】

・読書の好き嫌いについて、「好き・どちらかという好き」と回答した人が7割以上と読書に対する関心が高いことが伺えます。

【課題】

▶「どちらでもない」との回答も一定数あることから、中間層に向けて本を読むことが好きになってもらえるようなきっかけや仕組みづくりが重要となります。



音声
コード

■読書量について

◇前の月に本を何冊読みましたか。

質問	10冊以上	7～9冊	4～6冊	1～3冊	0冊
前の月に読んだ本の冊数	3.3%	2.5%	5.8%	45.8%	42.5%

【回答結果】

- ・読書量について、「1～3冊」が45.8%と約半数の生徒が1冊以上は本を読んでいる結果となっています。

【課題】

▶高校生世代は全国的にも読書離れが懸念されています。近年のデジタル技術の活用により、紙の本だけでなくデジタル媒体も含めた読書環境を充実させていき、多忙な学生が時間や場所に制限されることなく、読書が楽しめる環境をつくる必要があります。

■大切な本や忘れられない本について

◇大切な本や忘れられない本がありますか。

質問	ある	ない
大切な本や忘れられない本の有無	75.0%	25.0%

【回答結果】

- ・思い入れのある本について、7割以上の生徒が大切な本や忘れられない本があると回答しています。

【課題】

▶高校生は就職・進学といった人生の岐路に立つ時期でもあることから、将来のことに対して指針となる本に出会えるよう、幅広い機会の提供やきっかけづくりが重要となります。



音声
コード

③ 小学生保護者調査

■図書館の利用状況と目的について

◇お子さんと一緒に公立図書館を利用することはありますか。

質問	ほぼ毎日	週に1～2回程度	月に1～2回程度	ほとんど利用しない	利用したことがない	子ども一人で行く
お子さんと一緒に公立図書館を利用する頻度	0.3%	10.8%	44.3%	35.5%	4.6%	4.6%

◇どのような目的で図書館を利用しますか。

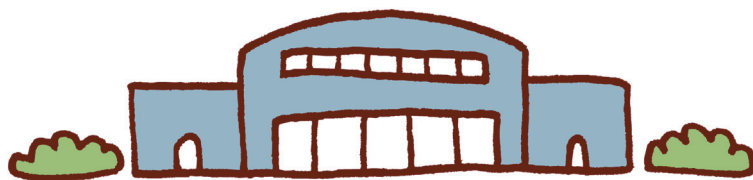
質問	本を借りる	本を探す・読む	調べものをする	おはなし会やイベントに参加する	子どもが行きたがるから
図書館の利用目的	93.9%	54.9%	11.6%	4.6%	11.6%

【回答結果】

- ・図書館の利用状況については、「月に1～2回程度」が44.3%と最も高く、次いで「ほとんど利用しない」が35.5%となっており、利用頻度が低い結果となっています。
- ・利用目的については、「本を借りる」が93.9%と、利用目的の大半が本を借りる目的で図書館に足を運んでいます。

【課題】

- ▶おはなし会やイベントに参加すると回答した人が少ないことから、子どもと一緒に楽しめるおはなし会や、大人向けの講座などを工夫しながら実施するなど、普段、図書館を利用しない層に向けたアプローチ方法を検討する必要があります。
- ▶読み聞かせをしてあげたい本や子育て支援に関する本など、子どもだけでなく、大人も利用したいと思えるような魅力のある棚づくりを行いながら、図書館の整備・充実を図ることが重要です。



音声
コード

■子どもたちの読書活動を推進するにあたって必要なことについて

◇あなたは、どうすれば子どもたちがもっと本を読むようになると思いますか。

質問	子どもが小さいときから、親が本の読み聞かせをする	親が子どもに読書をすすめたり、本を与えたりする	親自身が読書を楽しむ	親子で図書館や書店に行く機会を増やす	テレビやゲームの時間を減らす	電話、インターネットやメール、SNSをする時間を減らす
子どもたちが本を読むようになるには	65.7%	47.6%	64.5%	67.7%	27.9%	20.3%
	学校教育にもっと読書の時間を取り入れる	家で「読書の時間」をつくる	電子書籍に触れる時間を増やす	特にない／わからない	本を読む必要性を感じない	
	23.5%	30.1%	8.1%	1.7%	0.2%	

【回答結果】

- ・どうすれば子どもたちがもっと本を読むようになるかについては、「親子で図書館や書店に行く機会を増やす」が67.7%と最も高く、次いで「子どもが小さいときから、親が本の読み聞かせをする」が65.7%、「親自身が読書を楽しむ」が64.5%となっており、家族で読書に親しむことが大切だと考えている保護者の割合が高くなっています。

【課題】

- ▶子どもが本に親しむためには、子どもを取り巻く周りの大人、特に保護者、教職員、保育者などの協力が必要不可欠となることから、大人に対しての読書啓発・情報提供の充実を図ることが重要となります。
- ▶保護者や周りの大人が本を読んでいる姿を見せることにより、子どもの自主的な読書習慣の形成につながるため、ブックスタート事業や家庭における乳幼児期からの読み聞かせなど、小さいころから大人とともに本に親しむ環境づくりが大切です。
- ▶子どもたちが、家庭でも本に親しめるよう、家での読書時間を推奨しつつ、読書を通じて親子が話題を共有できるような仕組みづくりが必要です。



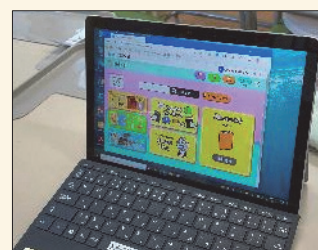
音声
コード

Yomokka!(電子書籍)の導入

千代田区の読書調査では、電子書籍も本の定義に含めていますが、電子書籍で本を読む小学生の割合が増えてきています。その理由として、令和5年度から千代田区立小学校全8校で電子書籍読み放題サービス「Yomokka!(よもっか!)」の導入を進めたことが影響していると考えられます。一人につき一台のタブレット端末で電子書籍が読めるようになり、読みたい本や読んだ本を「自分の本だな」に格納できる機能によって、いつでも、どこでも本を読むことができる環境が整備されています。読書の記録を残せるだけでなく、電子書籍ならではの特性が様々な場面で活用されています。

授業では、クラス全員が同じ本を同時に読める利点を活かして、調べ学習や発表の際に電子書籍を使って本の内容やグラフ・写真を共有しています。また、図書室に行く時間がないときや、テストの余った時間などの隙間時間で気軽に本にアクセスでき、読書活動に充てる時間の確保を可能としています。

児童の視点では、人気の本でも返却を待たずにすぐ読める、写真や絵をズームしてじっくり見ることができる、普段読まないジャンルの本に触れられるなどが挙げられ、子どもたちの豊かな読書体験の一助となっています。



千代田Web図書館での取り組み

「千代田Web図書館」とは、パソコンやスマートフォンなどからインターネット上で電子書籍の貸出・返却ができるサービスです。図書館に来館することが困難な方でも、気軽に公共的な情報・知識にアクセスできる機会を提供することで、読書活動がより豊かなものになることを目的としています。

所蔵タイトル数は約11,752点(令和6年3月末現在)で、オーディオブックや読み上げ機能などの電子書籍ならではのコンテンツや、紙の本では所蔵が難しい英語の問題集などを所蔵し、あらゆる利用者が日常的に利用できる資料を用意しています。

時間や場所に制限されない電子書籍を活用することで、普段仕事や学校で忙しく来館できない現役世代や中高生世代のニーズに応えるサービスを提供していきます。

Chiyoda Web Library

千代田Web図書館

主な収録ジャンル

小説・料理・語学・ラノベ・旅行・
哲学・ビジネス・児童書・絵本など

雑誌読み放題サービス
TRC-DLマガジン
タイトル数

200
以上

千代田図書館
オリジナル特集リスト
毎月更新!
児童・中高生向け
小説に料理など
ピックアップ

貸出券があれば
在住・在勤・在学の方

PC スマホ タブレット

で電子書籍を閲覧

所蔵書籍
毎月更新

ご利用ガイド

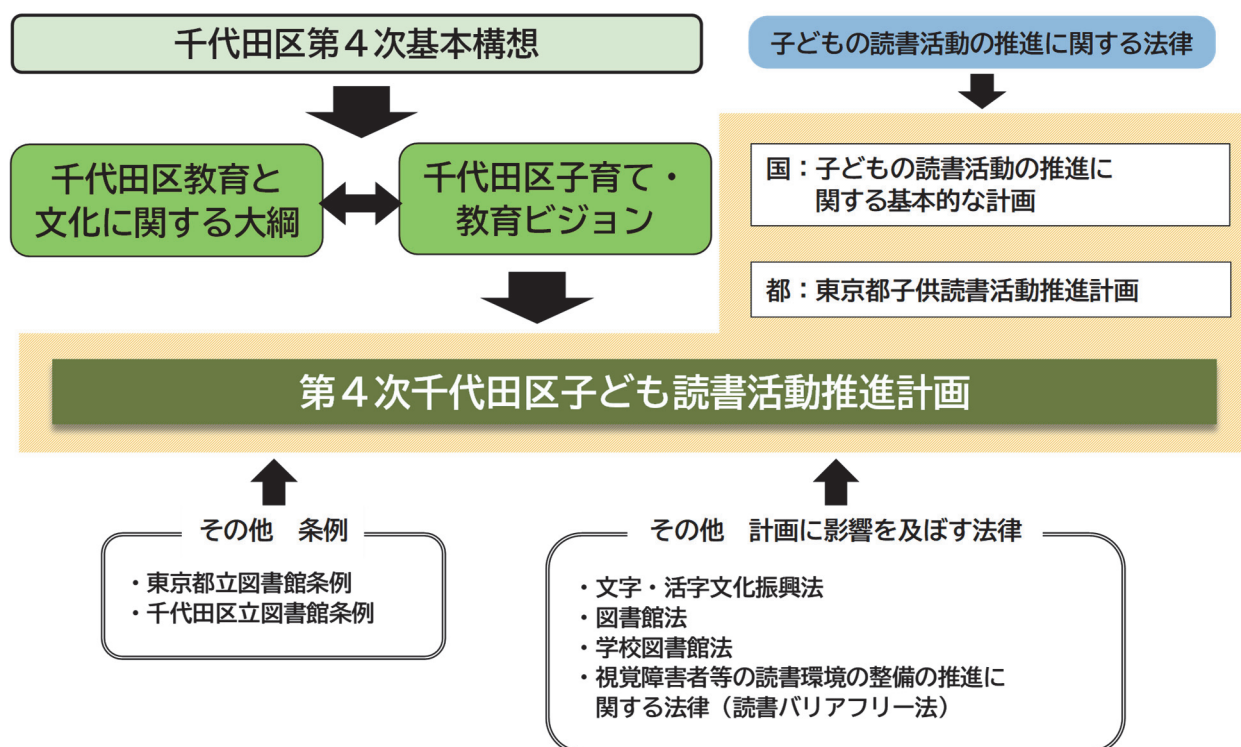
青空文庫
純文学
随筆

音声
コード

第2章 第4次計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

第4次計画は、「千代田区第4次基本構想」を踏まえて千代田区教育委員会が策定した「千代田区子育て・教育ビジョン」に基づく個別計画のひとつであり、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく計画として位置付けます。



2 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの概ね5年間とします。

3 基本理念

「すべての子どもが読書を通じて、豊かな人間性を育むことができるまち」をめざす
～「本の街」千代田で暮らす子どもたちへ～

4 基本方針

第4次計画では、基本理念である「すべての子どもが読書を通じて、豊かな人間性を育むことができるまち」の実現に向けて、4つの基本方針を設定します。

基本方針① 豊かな読書体験ができる環境と機会の充実

学校や図書館、地域での読書イベントやワークショップなど、本の世界を通じて子どもたちがわくわくしながら文字・活字に親しみ、豊かな読書体験ができる環境と機会を充実させ、知識や想像力、思いやりの心など、豊かな感性を育みます。また、ボランティアを含めた担い手の育成にもより一層力を入れていきます。

基本方針② 多様な子どもたちに寄り添った読書環境の充実

障害のある子どもや日本語指導を必要とする子ども、本のある場所に行きにくい子どもなど、多様な子どもたちが利用しやすい書籍（点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、ＬＬブック、布の絵本、様々な言語の本を揃えた多文化対応等）や電子書籍を充実させ、本を読むことが困難な子どもにも本を楽しんでもらえるよう、読書におけるバリアフリー化を進めます。

基本方針③ 紙書籍と電子書籍を活用したハイブリッドな読書環境と機会の提供

スマートフォンやタブレットの普及により、社会では電子書籍やオーディオブックの利用が広がっています。この進化したデジタル技術を活用しながら、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するとともに、貴重な蔵書や絵本など、紙の書籍ならではの体験も大切にすることで、様々な環境や発達段階に応じた読書媒体を推奨していきます。そして、すべての子どもが好きな時に好きな場所で本に触れることができる環境を整備します。

基本方針④ 身近な大人への読書に対する意識啓発と広報の推進

地域の各関係機関と連携して、大人も一緒に読書を楽しむことができる機会を創出し、子どもの最も身近な存在である保護者をはじめ、教職員や保育者等、子どもの成長に深く関わる大人たちのニーズの把握に努めながら、読書に対する意識向上を図ります。さらに、子どもの読書活動の推進に千代田区全体で取り組んでいくため、子どもの読書活動の意義や読書に関するイベント等の広報活動により一層力を入れていきます。



音声
コード

りんごの棚の設置

りんごの棚とは、「子どもは皆、本を必要としており、読書の喜びを体験する権利がある」という考えのもと、特別なニーズのある子どもたちのために設置される本棚です。

視覚障害・知的障害のある人や、紙に印刷された一般的な本を読むことが難しい人にとって利用しやすい様々な形式の資料を一つの場所に集めることで、子どもたちが自分に適した本を見つける手助けをします。

文字の読み書きが難しいディスレクシアの場合には、内容を理解しやすいように写真やピクトグラムを用い、ふりがなや短い文章を使うなどの工夫がされた「LLブック」、音声を聞きながらテキストや画像を見ることができる「マルチメディアデージー図書」などを使って本を読むことができます。

りんごの棚には、点字がついた絵本、さわる絵本、布の絵本、大活字本などに加え、大人向けに子どもをサポートするための様々な障害に関する資料やサービスの情報を用意しています。



紙書籍と電子書籍それぞれの特性

「紙書籍」と「電子書籍」それぞれの特性を活かし、読書の目的やシーンによって使い分けをすることが大切です。

紙書籍の特性は、紙の触り心地や本特有のにおいなど、感覚的な面があり五感を通じて本と接することができます。

また、ページを行き来しながらじっくり読めるため、深く学んだり内容をしっかり記憶したりするのに紙書籍が適していると感じる場合があります。

電子書籍の特性は本棚等の置き場所をとらず、タブレット端末などを用いて、多くの書籍を手軽に持ち運ぶことができます。

また、日常生活が忙しく、読書をする時間がとれない方にとって、いつでもどこでも読みたい本をその場ですぐに読むことができるアクセスの良さに特化しています。

加えて、文字の拡大や色の変更、音声読み上げなどの機能が活用できることも、電子書籍のメリットと言えます。



5 読書に関する発達段階ごとの特徴

読書に関する発達段階ごとの特徴について、以下のような傾向があります。

※文部科学省が公表している「子供の読書活動推進に関する有識者会議 論点まとめ」（平成 30 年 3 月）より一部引用

① 就学前の時期（おおむね 6 歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

② 小学生の時期（おおむね 6 歳から 12 歳まで）

- ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
- ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。
- ・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

③ 中学生の時期（おおむね 12 歳から 15 歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④ 高校生の時期（おおむね 15 歳から 18 歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、子どもの発達段階に応じた切れ目のない読書活動の支援を行うことが重要です。

特に乳幼児期において、保護者や周囲の大人等による読み聞かせを通じて、言葉や本を読む面白さを覚えることで感性が磨かれます。子どもが自主的に読書に親しめるよう、この時期からの読み聞かせの積み重ねや子どもを取り巻く周りの大人たちが一緒に読書を楽しめる環境づくりが大切です。

また、多忙な生活や環境の変化により、読書活動から遠ざかる傾向のある中高生については、自分の進路や今後の生き方を考えるうえで読書活動が支えとなります。将来のことに対して指針となるような適書と出会えるよう、豊富な読書の機会を提供することが必要となります。

ただし、読書活動に対する興味や関心には個人差があるため、一人ひとりの子どもの特徴に合わせた読書活動の推進に留意する必要があります。

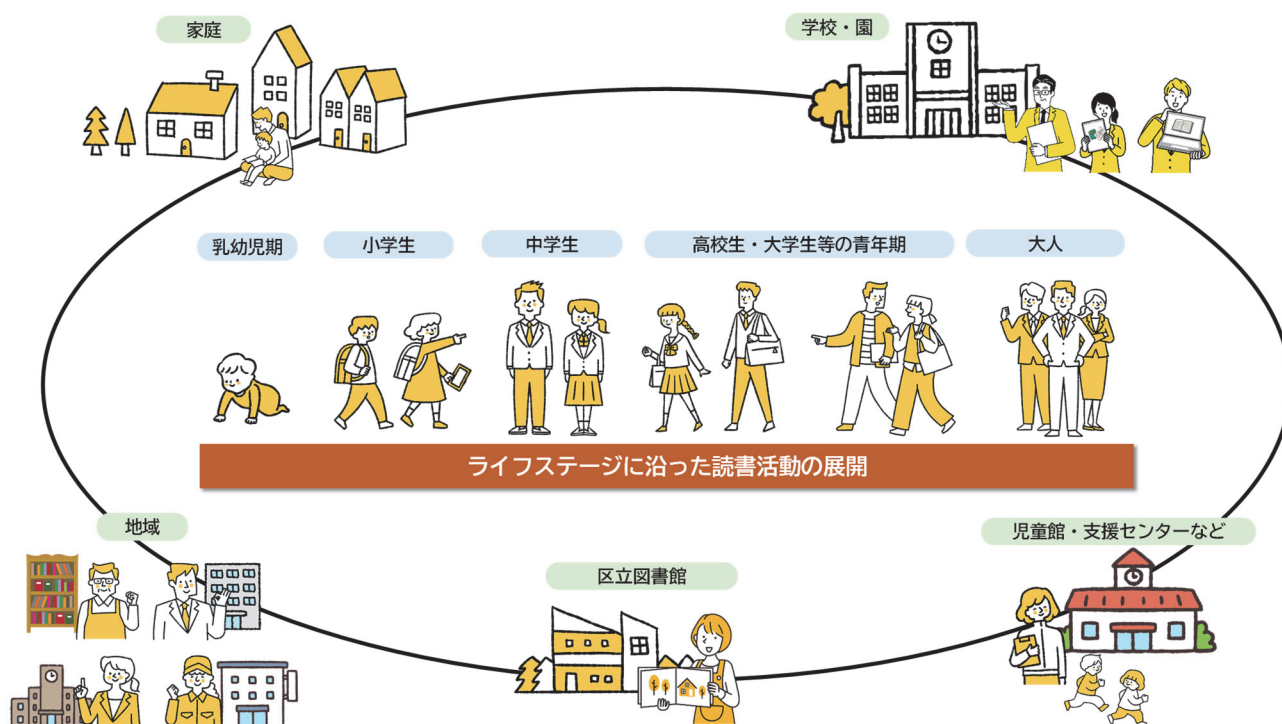
音声
コード

6 施策の担い手

(1) ライフステージに沿った読書活動の展開

子どもは普段の生活の中で、親、きょうだい、友人、先生、身近な大人など、ライフステージにおいて様々な人の影響を受けています。

子どもが自ら読書に親しみ、読書を楽しめるようにするためには、このような子どもを取り巻く保護者や地域の人など、子どもと本を結びつける担い手の役割が不可欠となります。



(2) 担い手の役割

子どもの読書活動を支える担い手の役割として、例えば、〈家庭〉では、乳幼児が最初に本と出会う場所となり、子どもの読書習慣を形成する上で、非常に大切な役割を担っています。

また、読み聞かせや保護者が子どもの頃に読んでいた本について話をするなど、自然と読書との接点が生れます。

〈学校・園〉では本の読み聞かせや、子どもの発達段階に応じた蔵書の充実、教職員と子どもの間で本やその感想を共有することにより、子どもへの読書活動の推進が可能となります。また、児童・家庭支援センターや児童館など、子どもの居場所となる公共施設においても、子どもと本をつなぐ役割が期待されます。

〈区立図書館〉では、ブックスタートとフォローアップを通じた本との出会いの提供に始まり、年代別に子どもが興味を持つ本の紹介コーナーを設けることや、本にまつわる親子イベントを開催することにより、子どもも大人も対象とした読書活動の推進が可能となります。また、四番町図書館のリニューアル開館が今後予定されており、児童サービスの拠点施設としての環境整備が行われます。

〈地域〉では、ボランティアや協力団体による子どもの読書活動への積極的な支援が重要であり、千代田区の特性としての書店・古書店街や出版社・新聞社、大学の存在も大きな力となります。

(3) 担い手同士の連携

子どもは日々の生活の中で様々なものを見ることや、感じることで成長しており、その成長には周りの環境が大きな影響を与えます。

そのため、学校・園、図書館が実施する読書活動推進に関する施策に加え、家庭や地域における役割が重要となってきます。とりわけ、地域の書店や古書店、出版社・新聞社との連携は、千代田区ならではの強みであると言えます。

子どものライフステージに沿ったきめ細かな支援を、家庭、学校・園、区立図書館、地域など、すべての人を担い手として捉え、千代田区全体でつながり合いながら、読書活動を推進していきます。

7 めざすべき目標

第4次計画における取組みを様々な実施することにより、基本理念である「すべての子どもが読書を通じて、豊かな人間性を育むことができるまち」の実現をめざします。

基本理念を実現するためには、子どもたちの読書に対する意識向上がなによりも重要であると考えます。本計画を推進するにあたり、読書時間の確保や読書に対する意識の変化等を測定するため、次のとおり指標を設定します。

	指 標	現状※		令和11年度の目標
1	本を読むのが好きな児童・生徒の割合	小学生	82.9%	100%をめざし 現状より 増やす
		中学生	71.7%	
		高校生	76.7%	
2	調査実施の前月に本を1冊も読まない児童・生徒の割合	小学生	3.6%	0%をめざし 現状より 減らす
		中学生	16.3%	
		高校生	42.5%	
3	大切な本や忘れられない本がある児童・生徒の割合	小学生	68.1%	100%をめざし 現状より 増やす
		中学生	61.0%	
		高校生	75.0%	
4	多様な子どもたちのための資料の充実	区立図書館5館の総数	490点	現状より 充実させる
		学校図書館11校の総数	1,327点	
5	千代田Web図書館の児童・生徒向けコンテンツ数の充実	1,146点		現状より 充実させる
6	乳幼児向けおはなし会の参加人数	1,341人		1,500人
7	子どもから大人までを対象としたイベント・講座等の実施件数	18件		25件

※1～3の現状について、小学生と中学生は千代田区子ども読書調査結果の令和5年度実績、高校生は令和6年度実績を記載。高校生向け調査は令和6年度より開始したため、調査時期が異なる

※4、6～7の現状について、全て令和5年度実績

※5の現状について、令和6年10月末現在を記載

※7について、子ども（乳幼児～中高生）、親子、子どもをサポートする大人たちを対象としたイベント・講座等の実施件数とする

音声
コード

第3章 第4次計画における主な取組み

基本方針① 豊かな読書体験ができる環境と機会の充実

1 図書館でのイベントや講座・講演会の実施

取組み内容	主な対象	今後の方向性
通年での実施のほか、「こどもの読書週間」や夏休み・読書の秋に合わせ、乳幼児から大人までの各年代に向けたイベントや講座・講演会を、対面やオンラインの方法により区立図書館で実施し、豊かな読書体験や読書にまつわる創作活動を提供します。アンケート結果等を参考に企画し、実施していきます。	乳幼児 小学生 中学生 高校生・大学生等 大人	拡充

2 「本の街」千代田の特長を活かした取組み

取組み内容	主な対象	今後の方向性
区の持つ文化的・歴史的な魅力をアピールする取組みや、地域と連携した取組みを実施します。例えば、ジュニア文学賞の募集、書店や古書店などと連携した街歩きツアー、出版社や新聞社、印刷・製本所の社会科見学など、千代田区ならではの特長を活かし、子どもたちに本にまつわる様々な体験を提供します。	小学生 中学生 高校生・大学生等	拡充

3 ボランティアなど人材の育成・活用

取組み内容	主な対象	今後の方向性
読み聞かせボランティア講座などの開催によりボランティアを育成し、ボランティア団体へとつなげます。 また、区内大学の学生による絵本の読み聞かせやおすすめ児童本の紹介など、大学との連携協力をより一層進めます。 今後リニューアル開館が予定されている四番町図書館では、ボランティア団体や地域活動団体の交流・活動支援を積極的に行っていくことをめざします。	高校生・大学生等 大人	拡充

4 図書館における新たな読書空間の創設

取組み内容	主な対象	今後の方向性
区立図書館（千代田図書館、四番町図書館、日比谷図書文化館、昌平まちかど図書館、神田まちかど図書館）における5館それぞれの機能分担を考慮し、それぞれの図書館の立地特性や利用者ニーズを踏まえながら、図書館における新たな読書空間を創設します。	乳幼児 小学生 中学生 高校生・大学生等 大人	新規

基本方針② 多様な子どもたちに寄り添った読書環境の充実

1 りんごの棚の設置

取組み内容	主な対象	今後の方向性
特別なニーズのある子どもを対象とした、アクセシブルな資料の本棚である「りんごの棚」を設置する区立図書館と区立学校を増やし、アクセシブルな資料を充実させていきます。 ※「りんごの棚」については、17ページのコラムを参照	乳幼児 小学生 中学生 高校生・大学生等 大人	拡充

2 外国語の絵本の展示や読み聞かせイベントの実施

取組み内容	主な対象	今後の方向性
板橋ボローニャ絵本館の所蔵本など、各国の言語で書かれた絵本を区立図書館に展示するほか、区内大使館等と連携し、外国語による読み聞かせなどのイベントを行います。	幼児 小学生	継続

【りんごの棚】



音声
コード

3 本のある場所に行きにくい子どもへの支援

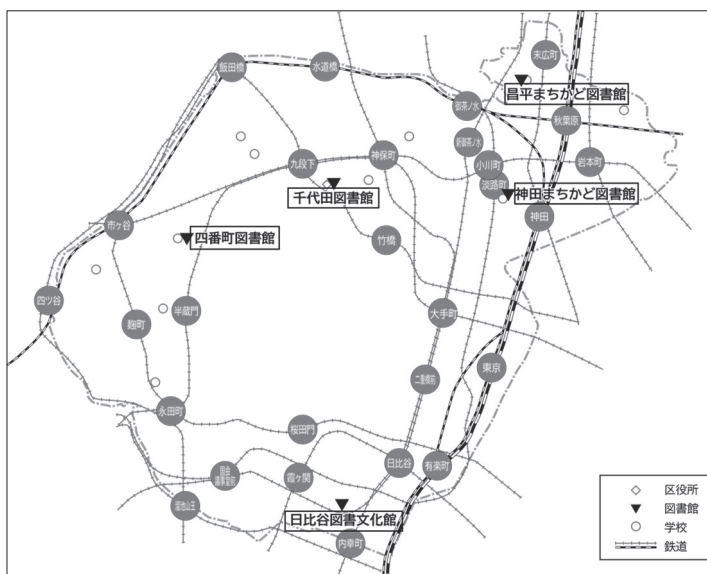
取組み内容	主な対象	今後の方向性
図書館に行きにくい子どもや入院している子どもなどへのアウトリーチサービスに取り組みます。	乳幼児 小学生 中学生 高校生・大学生等	新規

4 図書館における新たな読書空間の創設（再掲）

取組み内容	主な対象	今後の方向性
区立図書館（千代田図書館、四番町図書館、日比谷図書文化館、昌平まちかど図書館、神田まちかど図書館）における5館それぞれの機能分担を考慮し、それぞれの図書館の立地特性や利用者ニーズを踏まえながら、図書館における新たな読書空間を創設します。	乳幼児 小学生 中学生 高校生・大学生等 大人	新規

5 ICTを活用した読書環境の充実

取組み内容	主な対象	今後の方向性
多様な子どもたちの読書環境を充実させるため、例えばスマートスピーカー（声で操作して図書の検索やオーディオブックの利用などができる機器）を用いたサービスの提供など、最新のICT技術の活用について調査・検討していきます。 【期待される効果】 ・障害のある子どもや、紙に印刷された一般的な本を読むことが難しい子どもなど、多様な子どもたちの読書環境が充実	小学生 中学生 高校生・大学生等 大人	調査・検討



【区立図書館5館地図】

音声
コード

基本方針③ 紙書籍と電子書籍を活用したハイブリッドな読書環境と機会の提供

1 貴重資料のデジタル化推進

取組み内容	主な対象	今後の方向性
次世代を担う子どもたちが文化や歴史に親しむ機会を創出するため、日比谷図書文化館で所蔵する貴重な図書や絵図などをデジタル化して公開することにより、「いつでも、どこでも、だれもが」気軽に閲覧できるようにします。 デジタル化したコンテンツは、学校等の教育現場や、区立図書館でも活用していきます。	小学生 中学生 高校生・大学生等 大人	新規

2 図書館のDX化推進

取組み内容	主な対象	今後の方向性
例えば、東京都立図書館などで提供されている仮想本棚機能（図書館の所蔵資料が本棚に並んでいるように疑似的に表示される）や、顔認証を活用した貸出処理など、デジタル技術を活用して区立図書館のDX化を推進していきます。 【期待される効果】 ・図書館利用者の利便性の向上 ・図書館利用者へのサービスの向上	小学生 中学生 高校生・大学生等 大人	調査・検討

基本方針④ 身近な大人への読書に対する意識啓発と広報の推進

1 はじめての人が学べる読み聞かせ講座の実施

取組み内容	主な対象	今後の方向性
絵本や紙芝居の「読み聞かせ」について、対象を保護者に限定せず、学生からシニアの方まで、本の選び方から読み方のコツなどの基本が学べる講座を開催します。	高校生・大学生等 大人	継続

2 SNSを活用した情報発信

取組み内容	主な対象	今後の方向性
千代田区公式LINEと連携して、図書館や読書に関する情報発信を積極的に行っていきます。 また、区立図書館公式YouTube内でも、大人や子どもの読書活動推進につながるコンテンツを公開していきます。公式YouTubeはまだ認知度が高いとは言えないため、例えば地域福祉交通「風ぐるま」内で動画を流すなど、積極的に周知活動を行います。	小学生 中学生 高校生・大学生等 大人	拡充

音声
コード

3 新たなSNSの活用

取組み内容	主な対象	今後の方向性
区立図書館では、Facebook、YouTube、X（旧Twitter）といったSNSを活用して情報発信を行っています。多くの人にとって身近なツールであるLINEやInstagramについて図書館公式アカウントの開設を検討します。 【期待される効果】 ・ 図書館の利用促進 ・ 開館状況の確認、貸出券の表示など利便性向上 ・ 蔵書検索やおすすめ本の表示など、本を見つけやすくなる	小学生 中学生 高校生・大学生等 大人	調査・検討

4 学校への情報発信

取組み内容	主な対象	今後の方向性
区立学校については、校内の子どもや保護者の目につく場所に掲示板を設置し、区立図書館や学校図書館からのお知らせを掲示します。あわせて、デジタルデバイスを活用した情報発信も行っていきます。 私立学校については、図書館のメールマガジンなどを通じて情報を発信します。	小学生 中学生 高校生 大人	拡充

【千代田区立図書館発信のSNS】

千代田区立図書館発信のSNS



千代田区立図書館
公式YouTubeチャンネル





Facebookページ



千代田区立図書館

千代田区立図書館の公式フェイスブックページです。図書館のサービスやイベント情報のほか、千代田区内の情報などを更新しています。ぜひご覧ください。

👍「いいね！」済み

投稿 基本データ 写真 動画 その他 ▼

詳細

📍 ページ・図書館

🌐 library.chiyoda.tokyo.jp

音声
コード

参考資料

1 千代田区子ども読書活動推進会議名簿

	氏名		所属等
学識経験者	野口 武悟	◎	専修大学文学部 教授
	鵜田 拓哉		共立女子大学文芸学部 教授
	庭井 史絵		青山学院大学教育人間科学部 准教授
	酒井 邦嘉※		東京大学大学院総合文化研究科 教授
教育委員会が必要と認めるもの	青木 裕子		フリーアナウンサー 保護者関係者
児童出版・書店関係者	平瀬 律哉		ポプラ社 こどもの学び本部 本部長
	石川 剛		読売KODOMO新聞 編集長
	岡本 光晴		日本児童図書出版協会 会長
	早川 淳		早川書房 副社長
	茅野 由紀		Book House Cafe 店長
読書推進団体関係者	澤村 智子		ちよだ・おはなしひろば代表
区内学校関係者	難波 明夫		九段小学校長
	堀越 勉		麹町中学校長
	野村 公郎		九段中等教育学校統括校長
	小宮 三枝子		麹町保育園長
	木村 恭子		麹町幼稚園長
	倉掛 秀人		千代田せいが保育園長
行政関係者	佐藤 尚久	○	地域振興部 文化スポーツ担当部長

◎：会長 ○：副会長 ※第3回千代田区子ども読書活動推進会議まで (敬称略 18名)

オブザーバー			
行政関係者	加藤 伸昭		子ども部 教育政策担当課長
	湯浅 誠		子ども部 子ども支援課長
	吉田 啓司		子ども部 児童・家庭支援センター所長
	上原 史士		子ども部 指導課長
	高橋 昌弘		地域振興部 商工観光課長
図書館関係者	後藤 慎治		千代田ルネッサンスグループゼネラルマネージャー
	神田 守章		千代田図書館 読書振興センター長
	栗田 孝子		四番町図書館長

(敬称略 8名)

音声
コード

2 千代田区子ども読書活動推進会議設置要綱

令和5年8月1日5千地文振発第196号

令和5年11月27日5千地文振発第383号

（目的）

第1条 千代田区子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）について、進行管理、実績評価、関係機関との連絡、調整等を行い、計画の一層の推進を図るとともに、計画の改定について検討するため、千代田区子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 計画の進行管理、実績評価、関係機関との連絡、調整等に関すること。
- （2） 計画の推進に関すること。
- （3） 計画の改定に関すること。
- （4） その他推進会議が必要と認めたこと。

（構成）

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、千代田区教育委員会が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- （1） 学識経験者
- （2） 児童出版・書店関係者
- （3） 読書推進団体関係者
- （4） 区内学校等関係者
- （5） 行政関係者
- （6） その他教育委員会が必要と認めるもの

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長等）

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により学識経験者のうちから決定する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

音声
コード

(招集等)

第6条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

3 委員の任期の始期において最初に招集すべき推進会議は、第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、地域振興部文化振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和5年8月4日から施行する。

(千代田区読書活動推進連絡会設置要綱の廃止)

2 千代田区読書活動推進連絡会設置要綱(平成19年12月1日19千区文発第385号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年11月28日から施行する。

音声
コード

3 計画の策定経過

日程	内 容 等
令和5年度（2023年）	
11月	令和5年度千代田区子ども読書調査実施 （対象者：区立小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）の児童・生徒）
令和6年（2024年）	
1月25日	第1回千代田区子ども読書活動推進会議 議題1 会長・副会長選出 議題2 第3次千代田区子ども読書活動推進計画の進捗状況と課題について 議題3 計画改定に向けた調査等について
3月21日	第2回千代田区子ども読書活動推進会議 議題1 子ども読書活動推進会議におけるご意見・ご質問への回答 議題2 第4次千代田区子ども読書活動推進計画の基本的な考え方（案）について
5月24日	第3回千代田区子ども読書活動推進会議 議題1 第2回子ども読書活動推進会議におけるご意見・ご質問への回答 議題2 第4次千代田区子ども読書活動推進計画の基本的な考え方（案）について 議題3 第4次千代田区子ども読書活動推進計画策定に関する追加アンケート調査実施について
6月～7月	千代田区子ども読書活動推進計画の改定に向けたWEBアンケート調査実施 （対象者：中等教育学校（後期課程）の生徒、区立小学校児童の保護者）
9月18日	第4回千代田区子ども読書活動推進会議 議題1 第4次千代田区子ども読書活動推進計画の改定に向けた追加アンケート調査の結果について 議題2 第4次千代田区子ども読書活動推進計画のたたき台について 議題3 第4次千代田区子ども読書活動推進計画における具体的な取組みについて（意見聴取）
11月29日	第5回千代田区子ども読書活動推進会議 議題1 第4次千代田区子ども読書活動推進計画の素案について 議題2 今後の進め方について

音声
コード

4 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

音声
コード

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること

5 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年6月28日法律第49号)

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第2条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第11条第2項及び第12条第2項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第3条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第6条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第7条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前2号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

音声
コード

- 3 地方公共団体は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第9条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第10条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第2項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第11条 国及び地方公共団体は、著作権法第37条第1項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第18条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第12条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第13条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第14条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第15条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第16条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第17条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第18条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第10条第1号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵かん養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵かん養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵かん養）

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵かん養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵かん養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

音声
コード

**第4次千代田区子ども読書活動推進計画
令和7年 月**

編集・発行：千代田区 地域振興部 文化振興課

千代田区 教育委員会事務局 子ども部 指導課

所在地 ：〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

電話番号 ：03-5211-3629

音声
コード